

近代中国の都市再編事業と民間の役割に関する研究 ： 中華民国期蘇州の社会公共事業と商会の活動を通して

箕浦, 永子
九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門

<https://hdl.handle.net/2324/7174522>

出版情報 : Journal of the City Planning Institute of Japan. 50 (3), pp.1226-1231, 2015-10-25.
日本都市計画学会
バージョン :
権利関係 : © (c) The City Planning Institute of Japan. All Rights Reserved.



138. 近代中国の都市再編事業と民間の役割に関する研究

- 中華民国蘇州の社会公共事業と商会の活動を通して -

Study on the Urban Reorganization and the Role by a Nongovernment Organization, Modern China

- The Social Public Works and the Activities by the Merchant Guild in Suzhou, Zhonghua Minguo Period -

箕浦 永子

Eiko Minoura

This paper is the study about city planning history in China, Modern Times. In particular, this paper aims to analyze about the social public works in Suzhou, Zhonghua Minguo period. And also, this paper consider about the roles by the merchant guild in the social public works. The results are as follows. 1) The social public works greatly were promoted from 1920s. 2) In the public works for urban maintenance and public transportation, not only the development of road and canal, but also the improvement of traditional environment were practiced. 3) The merchant guild had many roles for the Urban Reorganization. 4) City administration often were conducted by co-operation of government and people. 5) The role of the nongovernment were very important on the urban reorganization about city planning in modern China.

Keywords: Urban Reconstruction, Urban Maintenance, Merchant Guild, New Life Movement, Modernization

都市改造, 都市整備, 商会, 新生活運動, 近代化

1 はじめに

中国における近代とは、1842年のアヘン戦争終結から1949年の中華人民共和国の建国までとされる。このおよそ100年間は、それまでの伝統的な都市空間が近代的に再編されていく時期でもある。その近代的再編の特徴を概観すれば、①欧米諸国による租界の形成、②中華民国の建国にともなう孫文の国家再編による近代化、③近代都市計画の導入、④市政制定にともなう地方都市の都市再編、⑤戦争混乱期による都市再編の停滞、と推移してきたといえる。①の租界については、多くの先行研究により詳細が明らかにされつつある¹⁾。②③④については、近年特に中国の研究者による都市計画史的観点からの研究成果があり、主に公共事業に関心が寄せられている²⁾。⑤の停滞期に関する研究は、管見の限り見受けられない。

近代日本でも知られるように、都市の近代的再編には公共事業のみならず民間の事業家の尽力によるところも大きい。そこで本稿では、前述の②③④に関連する近代的再編の事業を明らかにするとともに、民間が都市の近代的再編にいかに関与し、どのような役割を担っていたのかを考察することを目的とする。

主な対象年代は、中華民国が建国された1912(民国1)年から日中戦争が開始されるまでの1937(民国26)年とする。この年代は、国家および社会の再編とともに、中国近代都市計画の黎明期から導入期にあたり、都市空間の近代的再編が多く推進された時代でもある。事例として、伝統都市かつ地方都市のひとつである蘇州を取り上げ、中華民国期に行われた社会公共事業³⁾と、商業団体である蘇州商会の活動を通して明らかにする⁴⁾。商会が都市の近代化に貢献したことは既に先行研究⁵⁾で指摘されているが、経済史や社会史の研究によるところが大きく、都市計画史研究としてはまだ検討が進んでいないのが現状である。

研究方法は、『苏州商会档案从编』全4輯6冊⁶⁾の読み取

りによる。原史料は、蘇州市檔案局に所蔵される信頼性の高い一次史料である(以下、商会文書)。本書は原史料の原文を所収するもので、簡体字で活字化している点、選集のため商会文書の全貌は把握できない点の問題はあるものの、傾向や動向を読み取るには有意義な史料といえる⁷⁾。

2 蘇州の都市再編事業と商会の概要

(1) 蘇州の都市再編事業

中華民国が建国されると、政府による「打倒旧城郭、建設新都市(古い城郭を壊して、新しい都市を造ろう)」というスローガンに基づき、各地方都市は城壁の取り壊しを推進した。しかし蘇州は、道路の新設や拡張に影響を受ける部分のみ撤去することとし、基本的には保存する方針をとった⁸⁾。1920年代になると、全国的な「新市街地運動」の高まりとともに伝統的な都市空間が近代的に再編されていく。蘇州では、1927(民国27)年に蘇州市政準備組織によって『蘇州工務計画構想』(以下、『工務計画』)が制定された。上海のように旧市街とは別の土地に新しく都市を建設する方針をとる都市もあるなかで、蘇州は衰退しつつある既存市街地の改善を最優先する方針をとり、伝統都市としての特徴を維持することとした。『工務計画』により、道路整備として道路の新設や拡張、水路の一部埋め立て、都市公園の新設、衛生改善を目的とした市場整備、老朽化した建築物の改善などが実施された。これには、日本の東京高等工業学校で建築を学び、後に母国の建築教育の発展に尽力した柳士英が携わった。蘇州における都市再編事業は、一見すると地味なものではあったが、伝統的特質を維持しつつ改善するという堅実なものであった。

(2) 蘇州商会

蘇州は宋代より商業で繁栄した都市であり、時代を通して商人の影響力は大きかった。商会とは、清代の政府によ

表ー1 「商会文書」にみる社会公共事業の変遷

文書	政治	西暦	中国暦	市政建設		公共安全	慈善	教育文化	その他
				都市整備	公共交通				
第1輯	清朝末期	1905	光緒31			社会治安(3)	慈善事業(1)		
		1906	光緒32	都市の外観・衛生(3)		禁煙(6)／社会治安(4)			
		1907	光緒33	都市の外観・衛生(6)		社会治安(2)	慈善事業(3)		
		1908	光緒34	都市の外観・衛生(1)		禁煙(5)／消防(2)／社会治安(1)	慈善事業(1)		
		1909	宣統1	都市の外観・衛生(5)		禁煙(2)／消防(7)／社会治安(4)	慈善事業(4)		
		1910	宣統2	都市の外観・衛生(2)		消防(8)	慈善事業(11)		
		1911	宣統3	都市の外観・衛生(4)		治安維持(1)／伝染病対策(1)	貧困救済(3)		
		1912	民国1			治安維持(6)／軍警衝突(6)	水害救済(6)		映画上映(2)
第2輯	民国前期 (大正)	1913	民国2	門を新設して道路をつくる(6)		治安維持(2)／警察民間紛争(4)	水害救済(1)／湖省戦災義援金(1)		
		1914	民国3	門を新設して道路をつくる(1)／万年橋の修理(8)		治安維持(1)	湖省戦災義援金(2)		映画上映(3)
		1915	民国4	万年橋の修理(1)		治安維持(1)／駐屯軍米代返済(2)		呉興乙種商業学校(3)／上海中華商業専門学校(4)	劇場(4)
		1916	民国5			駐屯軍米代返済(3)		全国商會連合會通信学校(4)	演劇紛争(4)
		1917	民国6			駐屯軍米代返済(2)		呉興乙種商業学校(2)	明信片排除(4)
		1918	民国7			伝染病対策(1)／禁煙(1)	赤十字義援金(2)／江蘇浙江安徽の水害(2)		
		1919	民国8						
		1920	民国9		陸上交通(1)	社会治安(3)／禁煙(1)	救済義援金(10)		工巡局(12)
第3輯	北洋軍閥時代 (大正)	1921	民国10		陸上交通(1)／船舶免許(5)	社会治安(14)／禁煙(1)	救済義援金(6)	社会教育(1)／文化事業(2)	電話(2)／工巡局(7)
		1922	民国11		陸上交通(3)／その他(1)	社会治安(14)／禁煙(1)	救済義援金(5)	社会教育(1)	水利(2)／郵政(5)／工巡局(7)
		1923	民国12		陸上交通(4)／鉄道(3)／運輸(5)	その他(2)	救済義援金(2)／国際援助(9)		水利(2)／消防工事寄付金(4)／電話(2)／工巡局(9)
		1924	民国13		水上交通(5)／運輸(4)	社会治安(1)／消防(2)／その他(2)	国際援助(1)		堤防工事寄付金(4)
		1925	民国14		水上交通(3)／船舶免許(1)／その他(1)	その他(1)		文化事業(3)	水利(4)／電話(2)
		1926	民国15		船舶免許(1)			社会教育(2)／文化事業(1)	水利(2)／郵政(2)／電話(4)／工巡局(6)
		1927	民国16		陸上交通(2)	社会治安(7)／禁煙(2)		社会教育(1)／文化事業(1)／公共衛生(2)	電力(3)／郵政(1)／食料(1)／公共衛生(2)
		1928	民国17		水上交通(1)／船舶免許(1)	社会治安(2)／禁煙禁毒(1)／非文明行為の禁止(1)／その他(1)	慈善救済(3)	文化事業(1)	食料(3)／公共衛生(1)
第4輯	民国後期 (国民政府時代)	1929	民国18	道路修理(3)	陸上交通(2)／水上交通(1)	禁煙禁毒(1)／その他(1)	慈善救済(1)	社会教育(1)	食料(1)／公共衛生(1)
		1930	民国19	道路修理(1)／城壁修理(1)	陸上交通(1)／水上交通(1)	社会治安(3)／消防(1)	慈善救済(4)	文化事業(2)／社会教育(1)	電話(4)
		1931	民国20	道路修理(2)	陸上交通(1)／水上交通(3)	禁煙禁毒(2)／非文明行為の禁止(1)			郵政(4)／電話(1)／食料(4)／公共衛生(1)
		1932	民国21	城壁修理(2)／都市の景観の整備(2)	陸上交通(1)／水上交通(7)		慈善救済(2)	文化事業(1)／社会教育(2)	郵政(3)／電話(2)／電力(1)／食料(1)
		1933	民国22	都市の景観の整備(1)／その他(2)	水上交通(1)	禁煙禁毒(1)／その他(3)	慈善救済(1)	文化事業(3)／社会教育(3)	電話(1)／食料(2)／公共衛生(1)
		1934	民国23		陸上交通(2)／水上交通(1)／船舶免許(1)		慈善救済(3)	社会教育(6)	郵政(2)／電話(3)／食料(1)／公共衛生(2)
		1935	民国24	その他(2)	陸上交通(1)	禁煙禁毒(2)	慈善救済(3)	文化事業(1)／社会教育(3)	電話(10)／電力(4)／食料(1)／公共衛生(1)
		1936	民国25	都市の景観の整備(1)	陸上交通(2)	禁煙禁毒(1)	慈善救済(1)	文化事業(1)／社会教育(1)	公共衛生(1)
		1937	民国26		船舶免許(1)	消防(1)／禁煙禁毒(11)／その他(2)		社会教育(2)	郵政(2)／電力(1)／食料(2)／公共衛生(3)

って、「商務を振興させ、実業を奨励し、もって民族の工業を發展させる」ことを目的として各省、各大鎮に設立するよう推奨されたものである。これに応じて、蘇州商会は蘇州商務總會という名称で1905（光緒31）年に創設された。後に、政治体制の変化や組織改編によって組織名称が変わったが、本稿では総称して「蘇州商会」と記す。各業種の中上層の人物によって構成され、創設当初は37業種1,000戸の商店と農村部の商店92戸によって構成されていたが、後の1947（民国36）年には95業種8,785戸の商店に激増している⁹⁾。蘇州商会は、「各業団結して工業を振興し、商業の志を一致させよう」をスローガンとし、資本主義経済の發展や資産階級の成長に大きく貢献するとともに、蘇州の地域社会に大きな影響力を持っていたと考えられる。

3 商会文書にみる社会公共事業の変遷

商会文書は、主に蘇州商会から蘇州市政府をはじめとする行政当局へ、または行政当局から蘇州商会へ送られた書簡によって構成される。そのため、民間である商会が抱えている問題意識、また行政当局の方針や対応を読み取ることができる。全4輯に所収される文書の年代は、1905（光緒31）年から1937（民国26）年である。政治の時代区分に応じて所収史料が区切られており、第1輯は清朝末期、第2輯と第3輯は中華民国前期の北洋軍閥時代、第4輯は中華民国後期の国民政府時代（前期）となっている。文書の内容は、商会の組織沿革、各地商会の概況、ビジネスの振興、商品展覧、紛争仲介、社会公共事業、金融財政、税金徴収、政治活動などに大別されている。どの時代も金融財政や税金徴収に関する文書が多く、商業団体ゆえに金銭関係には多くの関心と課題を有していたといえる。続いて政治活動の文書が多く、地方自治に影響力を持つべく、時

勢に応じて積極的に政治活動を行っていたようである。

社会公共事業は、これらに続く多さの文書が所収されている。市政建設、公共交通、公共通信、電力事業、慈善事業、公共安全、教育文化などに分類されており、表ー1はこれに準じて筆者が整理し、内容の小項目を年ごとに整理のうえ文書数を示したものである。社会公共事業の文書数は、第1輯85、第2輯94、第3輯204、第4輯180となっており、第3輯の1920（民国9）年からの文書が多く、社会公共事業の活発化と関心の高まりを反映している。

市政建設のうち都市整備の分類を見ると、清末民初は従来の都市空間の改善が主流である。『工務計画』が制定された1927（民国27）年以降は、道路整備や都市の景観の整備などの文書が増えている。公共交通に関する文書は、ほぼ1920年からのものであり、陸上交通や水上交通に関する関心や課題が多かったことがわかる。本稿では、都市整備と公共交通を4章と5章にて具体的に考察する。

教育文化や、その他にまとめた郵政・電話・電力に関する文書も、1920年からのものが多い。教育文化は、小学校や専門学校、また図書館や体育館の設立に関する文書が多い。郵政・電話・電力に関しては、料金の値上げや、風雪による断線の修理など、管理運営や維持補修に関する文書が見受けられる。一方で、公共安全や慈善については、清末から継続的に文書があり、社会秩序の維持や貧民救済・災害支援はどの時代であっても関心や課題が多く、民間も行政側も解決のために尽力していたことが窺える。

4 都市整備

（1）清末の秩序問題と衛生問題

1) 侵街の取締

都市空間の秩序問題としては、住宅や市塵（小さな店舗）

が敷地をはみ出して道に侵食する「侵街」の問題があった。

例えば、巡警総局から蘇州商会に送られた文書「巡警总办为肉店妨碍路政致苏商总会照会」(1910年5月11日)には、「蘇州には市塵が隙間無く建っており、店の荷台や欄干がいたるところを占領して、野菜や果物を並べている。法令により一斉に撤去させ、野菜や果物などを扱う店は野菜市場の中に移転させ、法令を守るように言い聞かせている。しかし、未だにとある豚肉店が、荷台を迫り出しており、店の前に木製の仮設物を建てて豚肉をぶら下げて、道を汚し、人の通行を妨げている。繁華街や橋の袂も店でふさがれ、最も店が並ぶ時は人がぶつかりやすい」とある。店の荷台が道に迫り出して人の通行を妨げている問題が指摘されており、当局が指導しているものの未だに改善されていない店舗があることを蘇州商会に注意している。

他にも、住宅が道や水路に迫り出して建てられている問題を指摘する文書があり、「江苏巡警道为建屋领照事致苏商总会照会」(1910年11月27日)には「民衆が住宅を建て直すときは、大通りであれば路地であれ、必ず三尺(約1m)は後退させ、大通りは一丈六尺(約5.28m)、路地は一丈二尺(約3.96m)を確保する。護岸を建設するときは、三尺(約1m)を後退させる。工部营造尺に準じて、例外なくこれに従うこと」とあり、道路幅員の規定を示し、建物建設の際には図面を道路工程局に提出することを求めている。

行政当局は法令の整備と現状の管理を担い、商会は会員である商店主を指導する役割を担っていたことがわかる。

2) 都市空間の衛生面の改善

まず水路について、呉県政府から蘇州商会にあてた文書「吴县奉札为消防卫生事致苏商总会照会」(1909年7月10日)を見ると、「染物屋が流す水によって水路の水が変色しているため、住民の飲料水が害を受けており、衛生さを妨げている」という問題が指摘されており、水質改善と飲料水の安全確保のため、蘇州商会に対して会員に法令を遵守するよう指導を求めている。

ゴミについては、蘇州商会が都市衛生に関する簡単な規約を立案しており、道にゴミ箱を設置する、午前8時から正午まで人を雇いゴミを回収してゴミ収集船に運び道を掃除してもらう、その給料は各戸や店舗に負担してもらうことなどを取り決めている(「苏商总会拟订治理城市卫生简章」1907年)。道や水路のゴミ問題を改善するために、蘇州商会が率先して住人や店舗に清掃を推進している。

また城内外における肥の処理について、肥を捨てる時間を、春と夏は朝8時まで、各戸から捨てて収集船は9時に出航、秋と冬は朝9時まで、捨てて収集船は10時に出航することを、行政当局が蘇州商会に対して書き示した文書を送っている(「长元吴三县为整顿到粪事到苏商总会照会」1909年6月16日)。改めて明記して通知していることからみると、決まりが守られていなかったことが窺える。

このように衛生面については、行政当局が問題点を見つけ、商会に通知して会員等に指導を要請する場合や、商会自らが決まりを作って改善を実施することもあった。

(2) 民初の鉄道開通にともなう門と道路の新設

蘇州と上海を結ぶ鉄道は1906(光緒32)年に開通してい

たが、路線が蘇州城の北側を通ったため、城内から蘇州駅にアクセスしようとすると、城壁に遮られて迂回しなければならなかった。これを解消するべく、鉄道局は1913(民国2)年末に城壁の一部を取り壊して新しい門をつくり、蘇州城の中心を南北に通る護龍街を北部へ延伸させて新しい道路を敷設する計画を示した(図-1)。この計画に対して蘇州商会は、「交通が便利になって商業地に有益となるならば、何も意見することはなく、皆喜んで賛成する」としながらも、「城門を切り開いて道路をつくることに対しては、諸説の意見がある」として、2件の賛成意見書と1件の反対意見書を添付して当局に送付した(「苏商总会为抄送各业辟门筑路意见书致市公所董事会函稿」(1913年12月30日))。

2件の賛成意見書は、米業による「苏城米业赞成辟门筑路意见书」(1913年12月)と数名の住民による「王亦安等六人赞成辟门筑路意见书」(1913年12月)であり、いずれも計画内容の妥当性と将来の蘇州商業の発展を期待するものである。前者は、「便利になって商業が発達すれば、おそらく納税状況は改善され、倉庫が設置され、運搬費は軽減される」との期待や、「もしこの交通計画が実現するならば、上海に住まいを持つ者は家賃が高いため蘇州に住む場所を選ぶようになり、往来が便利のため続々とやって来るだろう」として人口の増加と商業の繁栄に期待している。ただ楽観視しているのではなく、既存の商業地が衰退する恐れや施工費用の捻出など不安要素による反対意見を認識したうえで、過去の事例から考えても心配する必要はないとしている。後者の文書においては、「蘇州が抱える交通問題は、滬寧鉄道が齊門閘門に近接するものの、大通りを迂回するように門から一周しなければならないことである」として、交通問題解決への悲願が見受けられる。そして計画に対して、「城北に1つの門を開設し、城河による遮りは大きな橋を架け渡して、大通りから直接駅に接続させる。」「北寺の後方は空地が多いので道路を敷設しやすく、住宅を壊す必要もない。一時的に香花橋を堰き止めれば直接護龍街と接続させることができるので、車輛の通行や往来は便利である」として、具体的な方法をイメージして計画の妥当性を示している。さらに、いくつかの商業地が互いに勢いを増して、ますます発展するだろうと意見している。

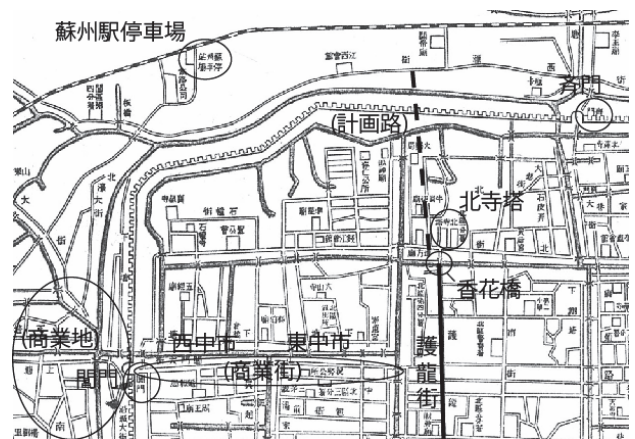


図-1 「蘇州府城之図」(1913年)⁽¹⁰⁾

反対意見書は、木業による「木業代表劉敬讓、季厚柏反对辟門筑路意见书」(1913年12月30日)である。かつて道路を作ろうとした際に予算が足らず洋商に費用を穴埋めしてもらったが実際は住民の負担となったこと、商業の衰退による人口減少、籠かきや船頭の減少、犯罪の増加など、不利益となった点を取り上げている。そして、「今は害が多くて利が少ない。躊躇を感じているのは間違い無い。ひとまずゆっくり議論するほうがいい」と結んでいる。

別の反対意見「金阊市民公社、蘇城钱业公会等反对筑路意见书」(1914年1月2日)には、12項目の反対理由が連ねられる。例えば、道路行政の権力に対して商会は断る権利はあるのか、外国が外交部に圧力をかけて実施しようとしているが商会は受け入れなければならないのか、といった権力や圧力への抵抗である。他に、大量輸送はほぼ無いし、小さな品物は水路交通のほうが便利のため、巨費を投じて道路を開通させる必要が無く、道路を敷設しても商業の発達は見込めないという。最も大きな理由は、住民が工事費の債務返済を負わされるのではという懸念であった。

これら賛否の意見は、現実をよく見据えてのものであり、商会会員は直面する問題に対して真剣に現実と将来を考えていたことを示している。関連資料⁽¹¹⁾より、この計画は議論から10年余り経た1928(民国17)年に実現している。

(3) 1920年代後半から1930年代の都市整備

1) 道路建設

まず、蘇州市工務局が蘇州商会に送った文書「苏州市公局为护龙街二段工程一月左右可以完成事复苏州总商会函」(1929年2月26日)は、蘇州城内の中心を南北に通る大通りに関する案件である。この前に商会が「南北幹線道路である護龍街二段の工事がいまだに進展していないため、できるだけ早く施工して期限までに竣工してほしい」と文書を送っており、これに対する返答として「冬季に入り雨や雪で凍ってしまうこともあり、工事が難しくなっている」と、竣工が遅れることに理解を求めている。

次に、「苏州总商会为请宣布自动拆屋让进标准事致苏州市政府函」(1929年6月14日)や「苏州市政府为拓宽道路须照增加宽度新章办理事致苏州总商会函」(1929年7月5日)は、幹線道路の幅の規定に関するものである。蘇州市政準備組織は一等幹線道路の幅を10mとしていたが、新しく成立した蘇州市政府は14mに変更しようとしていた。これに対して、蘇州商会は「章程の変更によって新たに取壊しが行われることとなり、度重なる損失を民はどうして耐えられようか？」と怒りを込めて市政府に説明を求めている。市政府は「今後10年は新規定で進め、道路幅を拓げることはない。取壊す必要がある時は、随時命じる」と回答し、拓幅工事を実施する時は建物の取壊しを進める方針に変わりはないとしている。

次に歩道に関して、「苏州总商会为召集房主摊认观前街人行道费事复吴县县政府」(1930年10月13日)を見る。吳県政府からの「歩道の工事費を觀前街の各商店に分担させ、日時を決めて各店主を招集し、金を用立てる方法を相談するように」との要求に対して、商会は、各店主の氏名と住所を調べたうえで召集して会議を開くのは難しいので、

政府が会議を開いて欲しい、と回答している。これは、商会が資金を集めようとしても各店主を説得できないため政府主導でやってくれ、という思惑があると推察される。

商会は、さまざまな道路行政に対して、時に強く民の声を行政当局に訴えることもあれば、当局の命令をやんわりと断ることもあった。しかし、当局の強い姿勢を前にしては、最終的に従わざるをえなかったとみられる。

2) 城壁修理

民国初頭から全国的に城壁の取り壊しが進んでいたが、「苏州总商会为知照决议募款修筑城墙案分函苏州市政府、各区办公处」(1930年2月8日)によると、蘇州商会は城壁の修理費用のために寄付を集めていた。2章1節で述べたとおり、行政当局は最小限の城壁しか撤去を行わない方針であったが、商会はこれに賛同していたことがわかる。

「吴县县商会为阊门鼓楼有无古迹已转古物委员会查复事函吴县建设局」(1932年1月4日)と「江苏古物保管委员会吴县支会为不能拆毁阊门鼓楼事复吴县县商会函」(1932年1月11日)は、城壁に設けられている門のうち閶門に付設される鼓楼に関する文書である。吳県県商会⁽¹²⁾は、「閶門鼓楼が文化財であるか否か、危険と考えられるため取り壊していいかどうか」を江蘇古物保管委員会吳県支会に尋ねていた。これに対して保管委員会は、内政部が公布している「保存名勝古蹟古物条例」に照らせば文化財であると言え、取り壊すことはできないと回答している。

文化財に理解がある考えの一方で、倒壊の恐れがあるものは安全性を優先して取り壊したいという考えもあった。

3) 都市整備

「吴县县政府为令知县政会议议决取缔临顿路一带菜摊办法事令吴县县商会」(1932年5月27日)と「吴县县政府为在西史库建筑菜场事令吴县县商会」(1933年12月30日)は、野菜市場に関する文書である。前者は野菜の露天商が臨頓路に集まっているため、南端は取締り、北端は建設局と公安局が臨時の野菜市場を設けることにしたというものである。後者も、道前街と府前街の露天商を取締り、西史庫に野菜市場を建設するとしている。いずれも、行政当局から商会に対して有無を言わさないような告知をしている。

次に、看板による景観破壊についてである。「吴县建设局为重行公布《取缔商店招牌暂行办法》并请转知各商店遵期更正事致吴县县商会函」(1932年12月12日)によると、看板は「目新しさを誇示しないものはなく、誇張するために長く大きくなっており」「都市の景観にとって良くないだけでなく、通行の妨げや街灯の光を遮り、火事が発生した時には被害が広がりやすい」として、建設局が商会に法令を遵守させるよう注意している。看板に関する法令は6項目あり、道路面からの高さ、材料、歩道からの距離、見た目の美しさなどを規定しており、違反した場合は強制的に除去したうえで罰金を科すとしている。

注目すべきは「吴县新生活运动促进会为取缔过街市招事复吴县县商会函」(1936年7月29日)にみられる「新生活運動」⁽¹³⁾である。吳県新生活運動促進会が市街地で取締を行うことを商会に告知しており、衛生的で近代的な生活習慣

を身につけるべく、蘇州でも運動が進んでいた。

4) 官民協同による城区建設委員会の組織

官である行政当局と民である蘇州商会とが対峙する文書が多くみられるなかで、「吳县县政府为转省府训令碍难照准组织城区建设委员会事致吳县县商会公函」(1933年4月5日)は、行政当局が商会に対して、官民協同で都市の管理運営を行いたいという内容である。

「今まで順次行ってきた、街路の整備や都市の建設の多くは、建設局が権限を一手に握って主管するものであった。

(中略) 本県の管轄は広く、政務も多い。建設事業については進行を独占してはならず、緩めてもならない。多方面を考慮して、本県の城区建設委員会を組織し、その人選としては県長および地域の名士との協同で組織することで、もともと建設局が行っていた事業の一切を官民協同で執行していきたい。(中略) もちろん建設事業は、城区郷区に属する技術を範囲とし、設計施工には専門の人材でなければ仕事ができない。建設局は、県や府に集中する権限と責任を整理統合しようとしており、行政機能を増進したい。」

この文書の内容から、行政当局は都市行政の管理運営に関する事業を民間とともに動かしていきたいという意向を持っていたことが窺える。

5 公共交通

(1) 陸上交通

1) 繁華街における車両の通行規制

先述のとおり、公共交通に関する文書は1920年以降のものである。当時の蘇州の繁華街は、元妙観という道教寺院の門前町である観前街と、前近代から城門外の商業地として栄えていた石路周辺であり、数百の商店が並び、多くの人々で溢れていた。陸上交通は人力車や荷馬車が主流であったが、これらの通行問題に関する文書が多くみられる。

まず「会員代表提议苏州总商会转请警厅准自办人力车照常通行」(1920年7月6日)を見ると、観前街等の賑やかな場所を走る人力車に対して「もし適切に取り締ることができれば、事故を引き起こすことはないだろう」として、警察庁に訴えてはどうかと商会の会員が商会に提案している。この後、商会は警察庁などの当局に対して、「苏州总商会代请当局规定限止通车地点由」(1921年12月31日)を送り、石路周辺の暫定的な通行制限を求めている。後の「苏州公安局为变更限制通车办法事复苏州总商会函」(1927年10月1日)によると、観前街でも午後2時から午後7時までの通行制限がなされ、これに対して観前街の13戸が連名で公安局に対して変更を求めたが、公安局は変更することはできないと訴えを退けている。また「苏州市政筹备处复函苏州总商会转知各商店收进拆除跨街物架, 柜台等」(1927年10月13日)によると、蘇州市政準備組織が蘇州商会に「道を跨ぐ商店のカウンター・荷台・段状のものなどを排除することを先行し、そのうえで通行について布告する」旨の文書を送っており、通行制限の対応に加えて、侵街の問題が未だに解決していないことがわかる。

このように、商会から行政当局へ規制を働きかけること

によって、行政当局が規制方法を検討することもあった。

2) 公共交通の整備推進

1920年以降は、公共交通の整備も進められている。

まず、吳県知事公署から蘇州商会に送られた「吳县知事公署为拟申办道路事致苏州总商会公函」(1922年3月20日)によると、安徽省の北部行き、浙江省の嘉定行き、安徽省の南部行きの3本の国道の計画と工事費の資金集めについて通知しており、長距離の道路整備が進んでいる。また「江苏省建设厅为吳县, 常熟两商会呈请修筑苏常公路事批复吳县县商会」(1934年1月8日)によると、蘇州と常州を結ぶ蘇常公路の施工について行政当局から商会に通知があり、各方面への長距離道路の整備が続けられている。

1936(民国25)年には、長距離バスについての条例が發布された(「江苏省商联会为奉令抄发《长途汽车公司条例》事致吳县县商会函」(1936年7月12日))。これには「長距離バス会社条例」が添付されており、ここで言うバス会社とは民間会社のため、営業するには会社概要、路線や車両の図面、営業収支などを鉄道部に届けること、路線上の国道・省道・県道を走行する場合の法遵守、違反があった場合の罰金など、全21条の条例が定められている。

このように、道路整備とともに運用上のシステム整備も推進されており、行政当局は公共事業の計画について商会を通して会員(関連する事業者)へ通知していた。

(2) 水上交通

既存の橋の改造、航路の調整、水路の環境改善などの文書が見られるが、ここでは2つの事例を取り上げる。

まず、1928(民国17)年に蘇州監督公署が蘇州商会に送った「苏州关监督公署为抄发《修正战时军事租船条例》事致苏州总商会函」(1928年2月24日)であり、全22条からなる条例も添付されている。これは戦時において、軍用輸に協力するよう民間に要請するものである。汽船を軍用に借用した場合、積載荷物のトン数、容量、速度等によって、各汽船会社と料金を合議して支払うとしている(第4条)。有事の際、商会は軍に協力することを行政当局から求められていたことを示している。

次に、1932(民国21)年に吳県県政府が吳県県商会に送った「吳县县政府为送《吳县城区整理河道委员会章程》草案事致吳县县商会函」(1932年12月21日)である。これは、水路の管理運営に関する官民協同の委員会設立について、全13条からなる草案を知らせるものである。委員会の設立目的は、「本会は、城内における衛生・運輸・消防の利便性を目的として、水路の底に溜まった泥などをさらって流れをよくするため、着手方法を整理すること」(第1条)である。委員会の委員には、県長、建設局長、公安局長、公安分局長、城区の各区長のほか、県政府が指定する地域の各界の名士を10人から16人指名するとある(第13条)。そして、会を①設計組、②工務組、③会計組、④巡察組の4つに分けて(第5条)、それぞれの役割を明記している。4章の1920年代後半から1930年代の都市整備でも事例があったように、この時期には官民協同による都市行政の管理運営が事業に応じて推進されていたことがわかる。

(3) 鉄道

商会側から行政当局へ働きかけた要望について考察する。

蘇州商会が鉄道管理局へ送った「苏州总商会为请设法恢复原有沪苏专车事致沪宁铁路管理局函」(1929年1月17日)によると、鉄道利用者が増えてきているため「窓を越えたり互いに争ったりしており、危険が発生する恐れがある」として、上海と蘇州を結ぶ特別車を走らせて欲しいと嘆願している。これに対して鉄道管理局からの回答「沪宁铁路管理局为无法添设沪苏专车事复苏州总商会函」(1929年1月30日)は、増やすことはできないとのことであった。

他の例では、呉県県商会から南京鉄道部へ送った「吴县商会为苏嘉铁路桥梁涵洞妨碍交通请令改善事电南京铁道部」(1935年12月18日)によると、蘇州と嘉興を結ぶ線路の橋梁下にある排水路の幅が広く、人力車が2台並んで通行することができない。また、春になれば水路の水位が高くなるため排水路から水が溢れ出し、通行の妨げになる。そのため、設計を改善して欲しいという要望であった。これに対して鉄道部からの回答「铁道部为苏嘉铁路桥梁涵洞无改造之必要事批复吴县县商会」(1936年1月14日)は、「現在は車両の交通に危険が発生しておらず、雨水で水浸しになるわけでもなく、現時点で改造することは容易ではない。将来、路面を拡張すれば交通を妨げることはない」として、現段階で改造の必要は無いと返答している。

これらの例から、蘇州商会は民間の要望を行政当局に訴える役割を担っていたことが見て取れる。

6 おわりに

本稿では、商会文書を通して、行政当局が進める社会公共事業の内容と、民間である蘇州商会が事業にいかに向き合い、どのような役割を担ってきたのかを考察してきた。

社会公共事業は、市政建設、公共交通、公共通信、電力事業、慈善事業、公共安全、教育文化などが実施されており、各事業は1920年以降に活発化することが指摘された。市政建設については、清末は法令の遵守を求めるものが多く見られ、中華民国期になると道路の新設や拡張、城門の新設、物理的な工事をともなう事業が行われるとともに、既存のものの改善が推進された。また公共交通については、増加する車両の通行規制や、長距離道路の整備、長距離バスの運用など、次々と事業が進められていた。

このような社会公共事業に対して、蘇州商会は、会員の指導的な役割、事業に対する会員の意見を取りまとめる役割、発生しそうな危険に対する改善を行政当局に訴える役割、自主的に規定を設けて管理運営する役割などがあることが明らかとなった。商会は、官の意向を民に、民の意向を官に伝える官民の架け橋のような役割を担い、官民の間組織として都市行政に関わっていた。そして、行政当局が都市行政の管理運営を官民協同で行うことを商会に要請したように、商会は都市行政に必要な存在であった。

以上のように、中国における近代は、市政組織や事業運営方法が未成熟な時期で、近代都市計画の黎明期から導入期であったために、都市再編事業における民間の役割はとても大きかったと言える。

補注

- (1) 例えば、植田捷雄(1941)「支那に於ける租界の研究」敵松堂書店、大里浩秋・孫安石編著(2006)「中国における日本租界—重慶・漢口・杭州・上海」お茶の水書房など。近年では、陳雲蓮による上海の租界に関する一連の都市史研究がある。例えば、陳雲蓮(2012)「イギリス人建築家及び組織事務所による上海での不動産経営と都市開発」建築史学、58、pp33-48など。
- (2) 例えば上海の近代都市計画史研究として、魏枢(2011)「“大上海计划”后示录 近代上海市中心区域的规划变迁与空间演进」东南大学出版社、孙倩(2009)「上海近代城市公共管理制度与空间建设」东南大学出版社などがあり、南京について苏则民(2008)「南京城市规划史稿」中国建筑工业出版社、東北部について邹艳丽(2006)「东北地区城市空间形态研究」中国建筑工业出版社などの研究がある。
- (3) 本稿で用いる「社会公共事業」とは、社会事業および公共事業を包含する。分析に要した参考・引用文献1)~6)に「社会公共事業」として文書が整理されているため、これに準じた。
- (4) 中国における都市の近代化に関する研究は、例えば田中重光(2005)「近代・中国の都市と建築」相模書房があり、近代都市計画の成立の観点から明らかにしている。蘇州の近代化に関しては、箕浦永子(2008)「中華民国期蘇州における都市改造と住宅地開発に関する研究」都市計画論文集、43(3)があり、近代都市計画の黎明期と導入期を対象として市政制定前後における都市再編事業を公共事業の観点から明らかにしている。これらの成果を踏まえ、本稿では民間側の観点から検討する。
- (5) 宋美雲(2008)「近代天津商会と都市の近代化及び近年の商会史研究の動向」、現代中国研究、第23号。
- (6) 参考・引用文献1)~6)。商会文書の考察部分における引用または要約は、本文献所収の中国語原文の筆者和訳にもとづく。
- (7) 商会に関する研究は、主に東洋史や中国経済史の分野で行われており、その組織構成や資本主義的性格の検証に関心が寄せられている。例えば、宋美雲(2002)「近代天津商会」天津社会科学出版社、陳来幸(1998)「民国初期における商会の改組と商民統合」人文論集第33巻第4号、また前掲注(5)など。
- (8) 本節は前掲注(4)箕浦(2008)の成果による。他に、陳泳(2006)「城市空间 形态、累型与意义—苏州古城结构形态演化研究」东南大学出版社。
- (9) 苏州市地方志编纂委员会(1995)「苏州市志」、江苏人民出版社。
- (10) 参考・引用文献7)所収。
- (11) 参考・引用文献7)に所収される1927(民国16)年「最新蘇州市全図」、1931(民国20)年「蘇州新地圖」、1940(民国29)年「吳縣城隍圖」の各地図、および参考・引用文献8)による。
- (12) 呉県は蘇州市の下に属す行政単位であり、「呉県県商会」は呉県に所在する商店等が会員となる商会である。呉県は蘇州市の中心部の県のため、蘇州城内を包含しており、蘇州商会の管轄でもある。
- (13) 新生活運動は、1934(民国23)年に蒋介石によって提唱された運動で、一般国民が衣食住揃って持ち、清潔、平凡、質素に生活することができるよう、社会を進歩させようとするものである。

参考・引用文献

- 1) 华中师范大学中国近代史研究所 苏州市档案馆 合編、章开沅 刘望龄 叶万忠 主編(1991)、「中国近代经济史资料丛刊 苏州商会档案从编 第一輯(1905-1911年)」, 华中师范大学出版社
- 2) 华中师范大学中国近代史研究所 苏州市档案馆 合編、馬敏 祖蘇 主編(2004)、「中国近代经济史资料丛刊 苏州商会档案从编 第二輯(1912-1919年)」, 华中师范大学出版社
- 3) 华中师范大学中国近代史研究所 苏州市档案馆 合編、馬敏 祖蘇 主編(2009)、「中国近代经济史资料丛刊 苏州商会档案从编 第三輯(上册)(1919-1927年)」, 华中师范大学出版社
- 4) 华中师范大学中国近代史研究所 苏州市档案馆 合編、馬敏 祖蘇 主編(2009)、「中国近代经济史资料丛刊 苏州商会档案从编 第三輯(下册)(1919-1927年)」, 华中师范大学出版社
- 5) 华中师范大学中国近代史研究所 苏州市档案馆 合編、馬敏 肖芃 主編(2009)、「中国近代经济史资料丛刊 苏州商会档案从编 第四輯(上册)(1928-1937年)」, 华中师范大学出版社
- 6) 华中师范大学中国近代史研究所 苏州市档案馆 合編、馬敏 肖芃 主編(2009)、「中国近代经济史资料丛刊 苏州商会档案从编 第四輯(下册)(1928-1937年)」, 华中师范大学出版社
- 7) 張英霖(2004)「苏州古城地圖」古吳軒出版社
- 8) 江洪・朱子南・叶万忠・唐文(1999)年「苏州词典」苏州大学出版社